

# 川崎市ナノ・マイクロ機器利用促進補助金

## — 令和2年度 公募要領 —

川崎市では、新技術や新製品の開発を促進し、地域産業の振興を図ることを目的とし、市内企業等がナノ・マイクロ技術の研究装置等を利用するための費用の一部を助成します。

対 象 者	川崎市内に事業所を有して1年以上事業を営んでいる中小企業 及び中小企業団体
対 象 事 業	4大学ナノ・マイクロファブ리케이션コンソーシアムの「新川崎・創造のもり」内の研究装置を利用した研究開発事業
対 象 経 費	(1)装置利用料 4大学ナノ・マイクロファブ리케이션コンソーシアムが保有する「新川崎・創造のもり」内のナノ・マイクロ技術の研究装置の利用に要する経費 (2)施設の維持管理費 (1)の装置利用に付随する施設の維持管理に要する経費 ※年会費、消耗品費、消費税等は、対象外とします。 ※受託加工や量産など、営利を目的とした利用は、対象外とします。 ※対象となる研究装置は「NANOBIICオープンラボ」ホームページ参照 <a href="http://open-labo.skr.jp/">http://open-labo.skr.jp/</a>
補助率及び 補助限度額	補 助 率 補助対象経費の1/2以内 補助限度額 1件あたり10万円以内
対 象 事 業 実 施 期 間	交付決定日から令和3年2月末まで
選 定 方 法	申請書類を審査し、予算の範囲内において、交付を決定します。
申 請 手 続	申請される方は、申請書類を直接、イノベーション推進室へ持参してください。 申請書類は、川崎市ホームページに掲載します。 ※詳しくは、イノベーション推進室にお問合せ下さい。
受 付 期 間	令和2年4月3日(金)～令和3年1月29日(金) ※先着順にて受付し、予算がなくなり次第、募集を終了します。

### 【お問合せ・申請先】

川崎市経済労働局イノベーション推進室

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階

電 話：044(200)2407 FAX：044(200)3920

E-Mail：28sozo@city.kawasaki.jp

HP：http://www.city.kawasaki.jp

## 1 事業の目的

川崎市内の企業等が4大学ナノ・マイクロファブ리케이션コンソーシアム（※）の保有する「新川崎・創造のもり」のナノ・マイクロ技術の研究装置等を利用するための費用の一部に対して補助金を交付することにより、産学連携による新技術や新製品の開発を促進し、地域産業の振興を図ることを目的としています。

※ 4大学ナノ・マイクロファブ리케이션コンソーシアムは、慶應、早稲田、東工大、東大の4大学によるナノテクコンソーシアムで、研究成果を地域産業の活性化に生かしていくとともに、先端科学技術による世界への貢献につなげることを目指し、川崎市と連携協定を締結しています。同コンソーシアムは、「新川崎・創造のもり」において、大学の研究装置を設置し、企業に開放利用を行っています。

## 2 補助対象者

中小企業者及び中小企業団体で、（１）から（３）の条件にすべて該当する者です。

※「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げられている者を指します。具体的には下表のとおりです。

業 種	資本金及び従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供 サービス業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

※「中小企業団体」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に定める、事業共同組合、商工組合連合会等で、公設試等は該当しません。

（１）市内に事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営み、補助対象事業を市内の事業所で行う者であること。

※ただし、開業後1年未満の者であっても、次の施設に入居し、補助対象事業を当該施設内で行う場合は補助対象者とします。

ア) かながわサイエンスパーク

イ) かわさき新産業創造センター

ウ) KSP-THINK

エ) 明治大学地域産学連携研究センター

才) 川崎生命科学・環境研究センター

- (2) 市民税を滞納していない者であること。
- (3) 同一年度内に本事業の補助を受けていない者であること。
- (4) 代表者又は役員のうち暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者がいないこと。

### 3 補助対象事業

補助対象事業は、4大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアムが保有する「新川崎・創造のもり」内のナノ・マイクロ技術の研究装置を利用した研究開発事業とし、上記の目的を達成するために交付することが適当と市長が認めたものです。また、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 研究開発事業は、受託開発等の営利を目的とするものでなく、自らの研究開発を目的としたものであること。
- (2) 重複して他の公的機関から同様の助成を受けていないこと。

### 4 補助対象期間

補助対象期間は、交付決定日から令和3年2月末日までです。

### 5 補助対象経費

補助対象経費は、次のとおりです。

補助対象経費	内 容
(1)装置利用料	4大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアムが保有する「新川崎・創造のもり」内のナノ・マイクロ技術の研究装置の利用に要する経費
(2)施設の維持管理費	(1)の装置利用に付随する施設の維持管理に要する経費

※年会費、消耗品費、消費税等は、対象外とします。

※受託加工や量産など、営利を目的とした利用は、対象外とします。

### 6 補助率及び補助限度額

補助率は補助対象経費の1/2以内、補助限度額は1件あたり10万円以内です。

※補助金は、先着順での受付採択であり、予算の範囲内での交付となるため、申請額と交付決定額は必ずしも一致しない場合があります。

## 7 交付申請

次の書類を各1部揃えて申請してください。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）《原本》 又は次に掲げる書類
  - ① 中小企業団体の場合は、定款、組合員名簿、総会の議事録（補助事業申請等の議決があるもの）
  - ② 個人事業者の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は確定申告書の写し
- (4) 直近の市民税納税証明書 《直近3ヶ月以内に発行した原本》
- (5) 企業概要（パンフレット、経歴書等、事業内容が分かる書類）

※提出書類は返還しません。上記以外に追加資料の提出を求める場合があります。

## 8 申請書類の提出等

申請書類の提出は、申請期間中に必ず下記の申請窓口へ直接持参して下さい。

申請期間 令和2年4月3日（金）～令和3年1月29日（金）

（※土曜、日曜、祝日を除く8:30から17:15まで）

### ◆申請窓口◆

川崎市経済労働局イノベーション推進室

住 所：川崎市川崎区駅前本町11-2川崎フロンティアビル10階

電 話：044（200）2407 FAX：044（200）3920

## 9 審査について

申請書類に基づき、補助要件を満たしていることを確認した上で、交付決定を行います。

## 10 交付決定の手順等

補助金の交付決定にあたり、次の審査を実施いたします。

- (1) 申請書類の確認

申請窓口において、提出された申請書類について、記載内容や添付書類の有無等の確

認を行います。

## (2) 審査及び交付の決定

市において、提出書類の審査を行います。交付が決定した企業等(補助事業者)には、交付決定金額が記載された交付決定通知を送付します。

## (3) 補助事業者名等の公表

補助事業者等については、本市ホームページ等にて企業名を公表します。

## (4) 事業計画の変更等

交付が決定された事業の内容を変更するとき、又は中止するときには、予め市の承認が必要となります。

## 1 1 交付決定の取消し等

偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたものがあつた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部または一部を返還していただくことがあります。

## 1 2 実績報告及び補助金の交付等

(1) 補助事業が終了したときは、研究成果及び交付を受けた補助対象経費の使用結果については、速やかに所定の報告様式に必要な書類を添付して提出してください。

※提出していただく書類

①事業報告書

②装置利用料等の支払い証拠書類(請求書及び領収書の写し等)

③その他、市長が必要と認める書類

(2) 報告された内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書により補助事業者に通知します。確定通知書の送付後に、補助事業者からの請求により、補助金を交付します。

## 1 3 その他

補助事業終了後、補助事業成果の普及等を目的とするヒアリングが行われる場合がありますので、御協力をお願いします。

## 14 交付までの流れ

令和2年4月3日～令和3年1月29日  
※予算がなくなり次第受付終了

申請書の受付

申請書の確認

申請受付から2～3週間程度

交付決定

補助事業の実施

対象事業が終了次第、速やかに提出  
令和3年3月中旬まで受付

実績報告書の受付

交付額の確定

報告書受付から2～3週間程度

補助金の請求

請求から2～3週間程度

補助金の支払い